

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和元年12月2日

【ファンド名】 ゴールドマン・サックス・ユニット・トラスト(アイルランド) - ゴールドマン・サックス・米ドルファンド
(GOLDMAN SACHS UNIT TRUST (IRELAND)
- GOLDMAN SACHS US\$ FUND)

【発行者名】 ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・ファンド・サービス・リミテッド
(Goldman Sachs Asset Management Fund Services Limited)

【代表者の役職氏名】 取締役 ジャッキー・オコナー (Jackie O'Connor)

【本店の所在の場所】 アイルランド、ダブリン2、セント・スティーブンス・グリーン47 49
(47-49 St Stephen's Green, Dublin 2, Ireland)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 竹野 康造

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 竹野 康造

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03(6212)8316

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

1【提出理由】

ゴールドマン・サックス・ユニット・トラスト(アイルランド) - ゴールドマン・サックス・米ドルファンド(GOLDMAN SACHS UNIT TRUST (IRELAND) - GOLDMAN SACHS US\$ FUND)(以下「ファンド」といいます。)の受託会社であったBNYメロン・トラスト・カンパニー(アイルランド)リミテッド(BNY Mellon Trust Company (Ireland) Limited)(以下「旧受託会社」といいます。)が2019年12月1日付でバンク・オブ・ニューヨーク・メロンSA/NVに合併され、そのダブリン支店が同日付で新しく受託会社となったため、金融商品取引法第24条の5第4項ならびに特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第2項第2号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものです。

2【報告内容】

(1) 新しく受託会社となる会社

名称

バンク・オブ・ニューヨーク・メロンSA/NV、ダブリン支店(The Bank of New York Mellon SA/NV, Dublin Branch)(以下「新受託会社」といいます。)

資本金の額

2018年12月末日現在、バンク・オブ・ニューヨーク・メロンSA/NVの発行済資本は1,723,485,526.21ユーロ(約2,034億円)

(注)ユーロの円貨換算は、2019年9月30日における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ=118.02円)によります。

関係業務の概要

信託証書に基づき、ファンドの受託業務について責任を負います。

(2) 受託会社でなくなる会社

名称

BNYメロン・トラスト・カンパニー(アイルランド)リミテッド(BNY Mellon Trust Company (Ireland) Limited)

資本金の額

2019年4月末日現在、授權資本金は11,368,804米ドル(約12億円)

(注)米ドルの円貨換算は、2019年9月30日における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=107.92円)によります。

関係業務の概要

信託証書に基づき、ファンドの受託業務について責任を負います。

3【異動の理由および年月日】

(1) 異動の理由

BNYメロン・グループは、EMEA(欧州・中東・アフリカ地域)における同グループの包括的な簡素化戦略の一環として、法的主体構造、契約上の枠組みおよび業務プロセスの複雑さ軽減を目的に、2019年12月1日付で旧受託会社をバンク・オブ・ニューヨーク・メロンSA/NVに合併することを決定しました。旧受託会社によって提供されていた業務は、当該合併後、新受託会社により提供されません。

(2) 異動の年月日

2019年12月1日